

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第778号

2016年（平成28年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報保護に関する条例の一部改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準の改訂について（答申）

2013年（平成25年）5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、また、2014年（平成26年）6月に行政不服審査法が改正されたことに伴い、藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部が改正されました。

このため、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準の改訂について、2015年（平成27年）12月24日付けで諮問（第778号）を受けたことから、次のとおり答申します。

1 条例第4条（定義）について

『第6号関係』

宛名番号が広義の個人番号に含まれるものか否か及びその理由並びに情報提供ネットワークシステムで用いられる連携符号が広義の個人番号に含まれる理由を解釈運用基準に明記すべきである。

実施機関の説明では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の制定に伴い、新たに「特定個人情報」と「情報提供等記録」の定義を条例第4条に追加したため、解釈運用基準において特定個人情報及び情報提供等記録の解釈を加えるものとしている。

このうち、広義の個人番号に含まれるものの例として、「個人番号に数字を足し合わせたもの」及び「番号法第2条第14号に定める情報提供ネットワークシステムで用いられる連携符号」を、広義の個人番号に含まれないものの例として、「住民票コード」及び既存の番号である基礎年金番号、社員番号・職員番号等を示しているが、職員が既存の番号として使用している宛名番号については特段の記載がされていない。

宛名番号は、宛名システム及び各業務システム内において個人を識別するために用いられており、従前より実施機関の職員が使用しているものであることを踏まえると、広義の個人番号に含まれるものか否か及びその理由を解釈運用基準において明確に示すべきである。

また、情報提供ネットワークシステムで用いられる連携符号は広義の個人番号に含まれるとのことであるが、当該連携符号と既存の宛名番号との相違を明確にするため、広義の個人番号に含まれる理由について示すべきである。

以上のことから判断すると、宛名番号が広義の個人番号に含まれるものか否か及びその理由並びに情報提供ネットワークシステムで用いられる連携符号が広義の個人番号に含まれる理由を解釈運用基準に明記することが必要である。

2 条例第12条（利用及び提供の制限）について

『第1項関係』及び『第5項関係』

特定個人情報を含む管理情報については別規定に定めがある旨の説明を加え、本人通知を省略する合理的理由として、利用及び提供の対象となる情報が死者のものである場合についての取り扱いについて加えるべきである。

実施機関の説明では、解釈運用基準における第12条第1項の趣旨に記載する「管理情報」に特定個人情報を除く旨の文言を加えているとしている。

しかし、除かれた特定個人情報についてはどのような規制がなされるかが不明確であるため、特定個人情報を含む管理情報については、別条に定めがある旨を明記すべきである。

また、第12条第5項の本人に通知しないことについて合理的理由があると認められた場合の例として、現行の解釈運用基準では「本人に通知することによって、事務の目的の達成が困難になる場合であって、通知しないことが本人の不利益とならないとき」及び「通知すべき相手が多数の場合であって、目的外のために利用等をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる場合」が挙げられているが、本人の死亡、所在不明であること又は本人が未成年であることにより、通知すべき本人若しくは本人に代わる者を特定することが困難である場合についても、本人通知を省略する合理的理由の例として明確に示すべきである。

以上のことから判断すると、特定個人情報を含む管理情報については別条に定めがある旨を示し、本人通知を省略する合理的理由として、本人の死亡、所在不明であること又は本人が未成年であることにより、通知すべき本人若しくは本人に代わる者を特定することが困難である場合についても、本人通知を省略する合理的理由の例として加えることが必要である。

なお、実施機関では、第12条第2項第2号の実施機関の裁量に委ねられている場合（できる規定）の例のうち、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく文書による照会について、参考として説明を加えているが、当該内容は概ね妥当である。

3 第12条の2（特定個人情報の利用の制限）及び第12条の3（特定個人情報を提供する場合の手続）について

（第12条の2）

『第1項関係』及び『第4項関係』

（第12条の3）

『第1項関係』及び『第3項関係』

条例第12条の2第1項及び第12条の3第1項の趣旨に番号法に基づくものである旨を示し、本人通知を省略する合理的理由として、条例第12条の2第4項では事務処理の効率性が著しく損なわれる場合を削除するとともに、同項及び第12条の3第3項において、条例第12条と同様に本人の死亡、所在不明又は未成年であることによる本人通知を省略する合理的理由を例として加えるべきである。

実施機関の説明では、条例第12条の2及び第12条の3は番号法の制定に伴う条例の一部改正により新設した条項であるが、趣旨、解釈及び運用については原則として条例第12条の内容と同様の記載であるとしている。

しかし、条例第12条の2及び第12条の3が新設された背景について不明確であるため、番号法との関係を説明に加えるべきである。

また、条例第12条の2第4項ただし書の本人に通知しないことについて合理的理由があると認めた場合の例として、条例第12条第5項ただし書の解釈と同様に「通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用をする管理情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる場合」を示している。

しかし、条例第12条第5項では、同条第1項第4号に基づき実施機関が行政事務の執行上必要があると認めたときに、同条第4項に基づく審議会の意見の聴取をした後において、管理情報を目的外のために利用しようとするときの本人通知を定めており、条例第12条の2第4項とは本人通知をするにあたっての前提が異なるため、上記で示す例は適当でない。

さらに、条例第12条の2第4項及び第12条の3第3項の本人に通知しないことについて合理的理由があると認めた場合の例として、条例第12条と同様に、本人の死亡、所在不明であること又は本人が未成年であることにより、通知すべき本人若しくは本人に代わる者を特定することが困難である場合についても、本人通知を省略する合理的理由の例として明確に示すべきである。

以上のことから判断すると、条例第12条の2第1項及び第12条の3第1項の趣旨に番号法に基づくものである旨を示し、本人通知を省略する合理的理由として、条例第12条の2第4項では事務処理の効率性が著しく損なわれる場合を削除するとともに、同項及び第12条の3第3項において、条例第12条と同様に本人の死亡、所在不明又は未成年であることによる本人通知を省略する合理的理由を例として加えることが必要である。

4 第13条（提供先への措置の要求等）について

特定個人情報を含む管理情報を実施機関以外のものに提供する場合についても、従来の管理情報と同等の保護措置を講ずることを求めるものとする旨を解釈運用基準に明記すべきである。

実施機関の説明では、特定個人情報を含む管理情報を提供した先における不正な利用は番号法の罰則によるため、条例第13条の「管理情報」は特定個人情報を除くものとしている。

しかし、本市の個人情報の保護の観点では、特定個人情報を含む管理情報も従来の管理情報と同様に、提供を受けるもの以外のものに対する提供を防止する等の保護措置を講ずることを求めるべきである。

以上のことから判断すると、特定個人情報を含む管理情報を実施機関以外のものに提供する場合についても、同等の保護措置を講ずることを求めるものとする旨を解釈運用基準に明記することが必要である。

5 第49条（意見の陳述等）について

『第2項関係』

全ての審査請求人等を招集するにあたり、審査請求人の手続的権利を実質的に害する等、必要があると認められる場合は、審査会の合議で決するところにより、会長が招集方法を指定する旨を解釈運用基準に明記することが必要である。

実施機関の説明では、行政不服審査法の全部改正に伴い、条例中の条項において審査請求に係る事件に関係のない事項の制限や諮問実施機関に対する質問権を新たに規定するため、その解釈を加えるものとしている。

このうち、条例第49条第2項では、全ての審査請求人等を招集する旨規定されているが、全ての審査請求人等を招集することにより、審査請求人の手続上の権利を実現することが困難となる場合が考えられる。

以上のことから判断すると、全ての審査請求人等を招集するにあたり、審査請求人の手続的権利を実質的に害する等、必要があると認められる場合は、審査会の合議で決するところにより、会長が招集方法を指定する旨を解釈運用基準に明記することが必要である。

6 その他の改訂について

実施機関が示した条例第8条, 第20条, 第23条, 第23条第7号, 第29条, 第31条, 第33条, 第34条, 第38条, 第39条, 第40条, 第42条, 第44条, 第45条, 第46条, 第47条, 第48条, 第50条, 第51条, 第52条, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第60条, 第61条, 第62条及び第63条の改訂案は妥当である。

7 添付資料

- (1) 諮問書 (諮問第778号)
- (2) 藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準改訂案

以 上